

# 第三管区海上保安本部公示第17号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年7月10日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 茨城県潮来土木事務所
- (2) 住 所 茨城県潮来市潮来1086-1

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

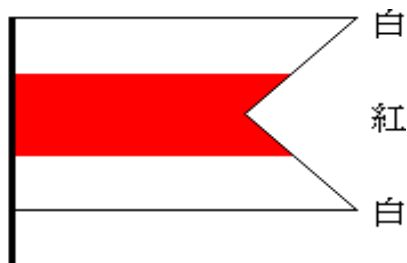
- (1) 区 域 茨城県鹿嶋市大小志崎地区から茨城県鹿嶋市下津地区  
(付図のとおり)
- (2) 期 間 令和6年7月15日から令和6年12月5日

## 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

区域図

W1097

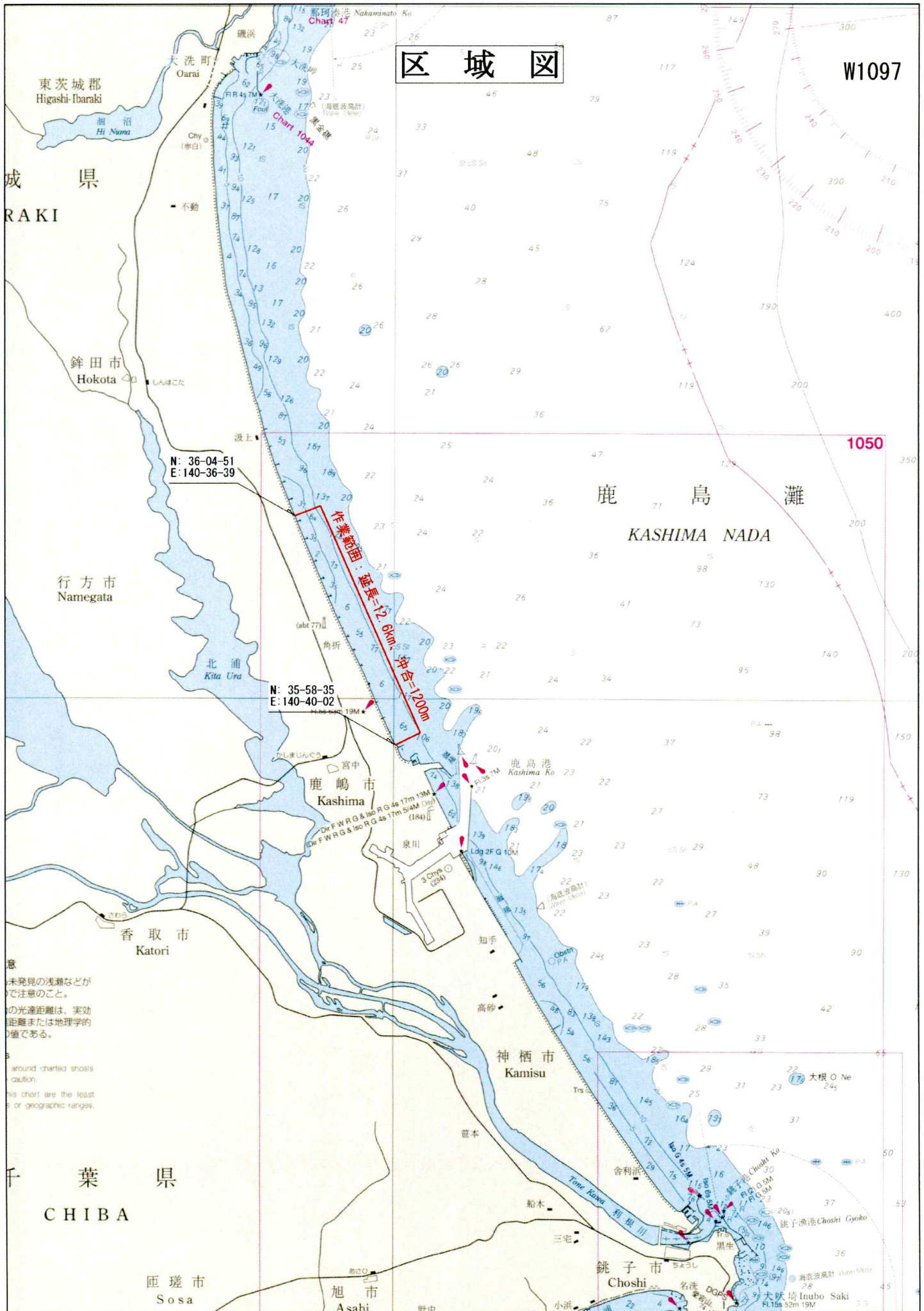
1050

鹿島灘  
KASHIMA NADA

作業範囲：延長=12.6km、幅合=1200m

N: 36-04-51  
E: 140-36-39

N: 35-58-35  
E: 140-40-02



意  
未発見の浅瀬などが  
で注意のこと。  
の光達距離は、実効  
距離または地理学的  
の値である。  
around charted shoals  
caution.  
his chart are the least  
or geographic ranges.

東茨城郡  
Higashi-Ibaraki  
大洗町  
Oarai  
銚田市  
Hokota  
行方市  
Namegata  
鹿嶋市  
Kashima  
香取市  
Katori  
神栖市  
Kamisu  
銚子市  
Choshi  
大槻崎  
Inubo Saki  
鉾田  
Hosotate  
鹿島港  
Kashima Ko  
泉川  
Izumi River  
知手  
Tomte  
高砂  
Taka-suna  
笹本  
Sasamoto  
船木  
Funaki  
三宅  
Miyake  
小浜  
Kobayashi  
野中  
Nakanaka  
鉾子漁港  
Choshi Gyoko  
大槻崎  
Inubo Saki  
鉾田  
Hosotate  
鹿島港  
Kashima Ko  
泉川  
Izumi River  
知手  
Tomte  
高砂  
Taka-suna  
笹本  
Sasamoto  
船木  
Funaki  
三宅  
Miyake  
小浜  
Kobayashi  
野中  
Nakanaka